

「福島県産業廃棄物税の今後の在り方」に係る御質問・御意見等とその回答

令和 7 年 5 月 2 7 日
産業廃棄物課

No.	資料、ページ等	質問・意見等	事務局回答	委員
1	資料 1 - 3 2 1 ページ ○直近の社会情勢等	(質問) 「特例納付事業者の多くは、社会基盤を支える発電事業者」とありますが、具体的に4社中何社が該当するのでしょうか。	4 社中 3 社が発電事業者となっております。	飯島委員
2	資料 1 - 3 2 1 ページ ○直近の社会情勢等	(意見) 「その事業活動は社会情勢や気候などに起因する電力消費地での使用量に左右されるため、」として、その事業活動が、主に電力の大消費地における社会活動を支えるものであり、極めて公共性、広域性が高く、コントロールが難しいことを強調してはいかがでしょうか。 また、もう一つの要因として、「セメント原料需要と石炭灰供給の需給タイミングのずれや、セメント原料需要量自体の減少により、さらなる再生利用量の増加も困難である」ことも、追記してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、文言を修正・追記いたします。 (修正案) その事業活動は社会情勢や気候などに <u>起因する電力消費地での使用量に左右されるため、発電により～（略）～インセンティブとなりにくい。</u> <u>また、セメント原料の需要と石炭灰供給の需給タイミングのずれや、セメント原料の需要量自体の減少により、更なる再生利用量の増加も困難である。</u> <u>さらに、円安や変動する国際情勢等が～（略）～社会的・経済的に広く影響が及ぶ可能性がある。</u>	飯島委員
3	資料 1 - 3 2 1 ページ ○直近の社会情勢等	(質問) 「各事業者の経営状況に影響を与え」とありますが、根拠となる数字はあるのでしょうか。	根拠となる数字はありませんが、該当事業者へのヒアリングを行った際にそうした回答をいただいております。	飯島委員

4	資料 1－3 2 1 ページ ○直近の社会 情勢等	(意見) 他の事業者が、経営努力によって通常税率の税負担に 応じている中、税負担が単に増えることをもって経営状 況に影響というのは、短絡的であり、他の事業者の理解 を得られないと思います。明確な根拠がなければ、地方 税制等検討会のご指摘もあり、削除することも検討すべ きではないでしょうか。	御意見を踏まえ、文言を削除いたします。 (修正案) 増税となる特例納付制度の廃止は、 <u>～(削除)～</u> 電気 料金の値上げなど社会的・経済的に広く影響が及ぶ可能 性がある。	飯島委員
No.	資料、ページ等	質問・意見等	事務局回答	委員
5	資料 1－3 2 1 ページ ○産業廃棄物 の排出量抑制	(意見) 「…排出量を抑制するという産業廃棄物税の目的は達 成できているものと認められる。」とありますが、再生 利用率や最終処分率は必ずしも十分目的を達成できてい ないのではないのでしょうか。表現をご検討ください。	御意見を踏まえ、表現を修正いたします。 (修正案) <u>排出量の抑制を目的とした産業廃棄物税が一定の寄与 をしているものと考えられる。</u>	飯島委員
6	資料 1－3 2 1 ページ ○福島県地方 税制等検討会 意見	(意見) 「本税の趣旨と当該特例は相容れない」というところ のみを引用していますが、検討会報告書におけるその前 段の記述も含め、「経済的手法として導入された本税の 趣旨と当該特例は相容れない」という部分を引用しては いかがでしょうか。検討会としては、税制の面からは、 経済的手法としての税の効力から考えれば、特例は相容 れないとのご意見かと思います。しかし、上記のよう に、特例納付事業者の場合、極めて広域に影響が及ぶ (場合によっては、我が国のエネルギー需給政策に基づ く) 事業活動によるものであり、増税が埋立量削減のイン センティブになりにくい、つまり、経済的手法としての 税の効力を期待できないという特徴があり、検討会のご 指摘は必ずしも当たらないということが、ご理解いた だきやすくなるのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、文言を追記いたします。 (修正案) <u>「経済的手法として導入された本税の趣旨と当該特例 は相容れない」</u>	飯島委員

7	資料 1－3 21 ページ ○福島県地方 税制等検討会 意見	(意見) とはいえ、特例制度それだけを見ると、不公平感があることも事実かと思います。最後の文章については、「社会情勢等を見極めながら、将来的に縮小していく可能性も含め、引き続き検討を進めるべきである。」と、検討会の意見も考慮した書きぶりにはいかがでしょうか。	福島県地方税制等検討会の意見を踏まえ、本特例につきましては、引き続き検討を進めることとしており、該当部分につきましては、原案のとおりとさせていただきます。	飯島委員
---	--	--	---	------